

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により公表する。

平成 29 年 3 月 28 日

沼津市長 大 沼 明 穂

1 協議の場を設けた区域の範囲

静浦、内浦及び西浦地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 29 年 3 月 14 日

3 当該地区における今後の地域の中心となる経営体（担い手）

106 経営体

（法人 0 経営体）
（個人 106 経営体）

4 3の結果として、当該地区に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6 地域農業の将来のあり方

将来の沼津市農業を担う若い農業経営者の意向及びその他の農業経営に関する基本的条件を考慮しつつ、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたって、その発展を支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

効率的かつ安定的な経営体の育成にあたっては、農業経営改善計画認定制度の普及や経営規模の拡大、資本整備の充実、情報化時代に対応した高度化等を積極的に図る。また、これらの経営体の熟度に応じて、法人化、雇用による労働力の確保、独自の経営戦略に基づくサービスや商品の提供を行うビジネス経営体への誘導を図っていく。

今後の地域の中心となる経営体に対しては、農地中間管理事業を活用した農地集積を図り、農作業を効率化し収益の向上に繋げる。